

感染症法改正について(その2)

前回、感染症法改正(公布:平成18年12月8日)の概要をお知らせしましたので、今回は病原体等の管理体制の確立についての詳細、感染症の分類の見直しの変更点、結核予防法の感染症法への統合について、まとめました。

病原体等の管理体制の確立(施行日平成19年6月1日)

生物テロや事故による感染症の発生・まん延を防止するために、生物テロなどに悪用される恐れがある49種類の病原体の管理を徹底し、これまで管理方法などの規定がなかったウイルスや細菌等の病原体を病原性、国民の生命及び健康に対する影響に応じて一種から四種までに四分類し、それぞれに対して所持、輸入等の禁止、許可、届出、基準の遵守等が定められています。

一種病原体等 所持等の禁止	二種病原体等 所持等の許可	三種病原体等 所持等の届出	四種病原体等 基準の遵守
エボラウイルス クリミア・コンゴ出血熱ウイルス 痘そうウイルス 南米出血熱ウイルス マールブルクウイルス ラッサウイルス	SARSコロナウイルス 炭疽菌 野兔病菌 ペスト菌 ボツリヌス菌 ボツリヌス毒素	Q熱コクシエラ 狂犬病ウイルス 多剤耐性結核菌 < 政令で定めるもの > コクシジオイデス真菌 サル痘ウイルス 腎症候性出血熱ウイルス 西部ウマ脳炎ウイルス ダニ媒介性脳炎ウイルス群 東部ウマ脳炎ウイルス ニバウイルス 日本紅斑熱リケッチア 発しんチフスリケッチア ハンタウイルス肺症候群ウイルス Bウイルス、鼻痘菌 ブルセラ属菌 ベネズエラウマ脳炎ウイルス ヘンドラウイルス リフトバレーウイルス 類鼻痘菌 ロッキー山紅斑熱リケッチア	インフルエンザウイルス(H2N2) 黄熱ウイルス クリプトストリジウム 結核菌(多剤耐性結核菌を除く) コレラ菌 志賀毒素 赤痢菌属 チフス菌 腸管出血性大腸菌 鳥インフルエンザウイルス パラチフスA菌 ポリオウイルス < 政令で定めるもの > ウエストナイルウイルス オウム病クラミジア デングウイルス、 日本脳炎ウイルス
・国又は政令で定める法人のみ所持(施設を特定)、輸入、譲り渡し及び譲り受けが可能 ・運搬の届出 ・発散行為の処罰	・試験研究等の目的で厚生労働大臣の許可を受けた場合に、所持、譲り渡し及び譲り受けが可能 ・運搬の届出	・病原体等の種類等について厚生労働大臣へ事後の届出 ・運搬の届出	



病原体等に応じた施設基準、保管、使用、運搬、滅菌等の基準(厚生労働省令)の遵守
 厚生労働大臣等に報告徴収、立ち入り検査
 厚生労働大臣による改善命令
 改善命令違反等に対する罰則

感染症の分類の見直し(施行日平成19年4月1日)

最新の科学的知見に基づき感染症の分類を見直しました。

	<現行>	<改正後>	<備考>
一類感染症	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 重症急性呼吸器症候群 (SARSコロナウイルスに限る)	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 南米出血熱 (新たに追加)	原則として入院 第一種感染症指 定医療機関
二類感染症	急性灰白髄炎 ジフテリア コレラ 細菌性赤痢 腸チフス パラチフス	急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群 (SARSコロナウイルスに限る) 結核 (新たに追加)	状況に応じて入 院 第一種・第二種 感染症及び結核 指定医療機関
三類感染症	腸管出血性大腸菌感染症	腸管出血性大腸菌感染症 コレラ 細菌性赤痢 腸チフス パラチフス	一般の医療機関
四類感染症	E型肝炎 A型肝炎 黄熱 など30疾病	従来の30疾病に以下の疾病を追加 (合計41疾病) オムスク出血熱、キャサヌル森林熱、西部ウマ脳 炎、ダニ媒介性脳炎、東部ウマ脳炎、鼻疽、ペネズ エラウマ脳炎、ヘンドラウイルス感染症、リフトバレ ー熱、類鼻疽、ロッキー山紅斑熱	
五類感染症	41疾病	変更なし	

結核予防法の感染症法への統合(施行日平成19年4月1日)

結核予防法の統廃合に伴い、定期健診や服薬指導など、結核に特有の規定を新設しました。

<結核予防法>

総則
基本指針・都道府県計画
医師の届出
定期外健康診断 従業禁止(協議会の意見聴取) 入所命令(同居者に感染させる場合に限る)
消毒
従業禁止、命令入所患者の医療 指定医療機関 一般患者に対する医療(通院医療)
定期健康診断 結核登録票、精密検査 家庭訪問指導、医師の指示(DOTS)
予防接種 定期予防接種(BCG) 予防接種を受ける努力義務 健康被害の救済措置(予防接種法準用) 保健福祉事業の推進(予防接種法準用)

<改正後の感染症法>

総則
基本指針・都道府県計画 特定感染症予防指針(結核等)
感染症に関する情報収集・公表 医師・獣医師の届出 積極的疫学調査(感染経路把握) 発生状況等情報公表
健康診断・就業制限及び入院 健康診断(必要があると認める時) 就業制限(協議会の意見聴取) 入院勧告、入院措置(同居者要件無し) ・勧告及び措置の協議会への事後報告 ・入院延長の際の意見陳述の機会付与 入院患者からの苦情の申し出
消毒その他の措置
医療 入院患者の医療(結核を含む) 結核患者に対する医療(通院医療) 感染症指定医療機関 結核指定医療機関(通院医療を担当)
結核 定期健康診断 結核登録票、精密検査 家庭訪問指導、医師の指示(DOTS)

<改正後の予防接種法>

定期の予防接種(BCG等9疾患) 予防接種を受ける努力義務 健康被害の救済措置

【 感染症・疫学情報課 】